

令和5年2月15日

県民・事業者の皆様へ

愛媛県知事 中村 時広

新型コロナウイルス感染症に関する「医療ひっ迫警戒宣言」の終了 及び「感染警戒期～特別警戒期間～」の継続について

県では、第8波による感染の急増に伴い、特に年末年始において医療がひっ迫する懸念があったことから、昨年12月15日に「医療ひっ迫警戒宣言」を発出しました。

その後、皆さんのが宣言の内容を受け止めて、注意深い行動をとっていただいたおかげもあり、陽性者数はピーク時に比べて大幅に減少し、発熱外来も一時のような混雑は見られなくなりました。また、病床使用率は30%以下に低下するほか、救急の出動件数等も減少傾向にあるなど、外来・入院・救急搬送の状況は改善に向かっています。こうしたことから判断し、本日、「医療ひっ迫警戒宣言」は終了することとしました。

同宣言では、小さな子どもや高齢者等の医療アクセスを優先するため、重症化リスクが低く症状が軽い場合は特に、休日・夜間の受診を控えるよう強く呼びかけを行っていましたが、宣言の終了によりこの要請も終了します。

一方で、現在多くの医療機関や高齢者施設において、重症化リスクが高い高齢者や基礎疾患のある方が感染し、多数療養されているなど、地域の医療負荷は継続していることから、警戒レベルは「特別警戒期間」を維持いたします。

県民・事業者の皆さんには、長期的に医療や救急等の現場に負荷が掛かっている現状をご理解いただき、宣言終了後も決して油断せずに、引き続き、基本的な感染対策等にご協力をお願いします。

◆特にお願いしたい事項

①基本的な感染対策の日常化

- 定期的な換気やこまめな手洗いなど
- 抗原検査キット(国が承認したもの)や市販薬(解熱鎮痛薬等)、
3日分の水・食料等の事前準備
- 季節性インフルエンザにも注意

②年代・症状等に応じた受診行動

- 医療機関の受診や救急車の利用は、4学会(専門家)が示した目安を参考に
- 重症化リスクが低く症状が軽い方は、自己検査し、陽性の場合は
「愛媛県陽性者登録センター」に登録

③オミクロン株対応ワクチンの早期接種

➤重症化や発症の予防のため、年代を問わず可能な方は早期接種を

現在、新型コロナウイルス感染症の5月8日の5類感染症への移行に向けたさまざま
な議論が行われていますが、5類移行となってもウイルスの感染力は変わりません。

国は、マスク着用について、先行して3月13日から原則「屋内・屋外を問わず、個人
の判断に委ねる」との方針を決定しましたが、これは決して感染対策をしなくてよい
というメッセージではありません。

感染の再拡大を防ぎ、地域医療の負荷を高めないためには、県民の皆さん一人ひとり
が場面に応じた基本的な感染対策や、年代・症状等に応じた受診行動を実践いただくこ
とが重要です。引き続き、ご協力をよろしくお願いいたします。

2月15日以降の「感染警戒期～特別警戒期間～」の対策の詳細等は別添の資料にま
とめておりますので、ぜひご一読ください。また、本日の定例記者会見の冒頭で、「医療
ひっ迫警戒宣言」の終了及び「感染警戒期～特別警戒期間～」の継続について、ご説明
しましたので、次の2次元コードから録画データをご覧いただきますようお願いいたします。



感染縮小期

感染警戒期

感染警戒期
～特別警戒期間～

感染対策期

特別警戒期間

令和5年2月15日(水)～

- ◇ピーカ時と比べ、陽性者数は大幅に減少。病床使用率も30%以下まで低下し、医療ひつ迫も改善傾向
→「医療ひつ迫警戒宣言」は終了
- ◇引き続き、基本的な感染対策と年代・症状等に応じた受診行動、オミクロン対応ワクチンの早期接種を

県民の皆さんにお願いしたいこと

○基本的な感染対策の日常化

- 定期的な換気やこまめな手洗いなど
- 抗原検査キット(国が承認したもの)や市販薬(解熱鎮痛薬等)
3日分の水・食料等の事前準備
- 季節性インフルエンザにも注意

○年代・症状等に応じた受診行動

- 医療機関の受診や救急車の利用は、
4学会(専門家)が示した目安を参考に
- 重症化リスクが低く症状が軽い方は、自己検査し
陽性の場合は、「陽性者登録センター」に登録

○オミクロン株対応ワクチンの早期接種

- 重症化・発症予防のため、年代を問わず接種の検討

外来受診・療養の流れ

症状あり（発熱、咽頭痛、倦怠感、頭痛など）

重症化リスクの高い方

（高齢者、基礎疾患あり、妊婦、小学生以下の子ども）

かかりつけ医や
診療・検査医療機関を受診



重症化リスクの低い方

抗原検査キットで自己検査

事前に
準備を

陽性

◇重症化リスクが低く症状が軽い方は、
自己検査し、陽性の場合は、

「愛媛県陽性者登録センター」に登録。

※受診すべき症状か否かは学会の目安を参考に

◇抗原検査キットや市販薬、3日分程度の
水・食料等の事前準備。

「愛媛県陽性者登録センター」
に登録

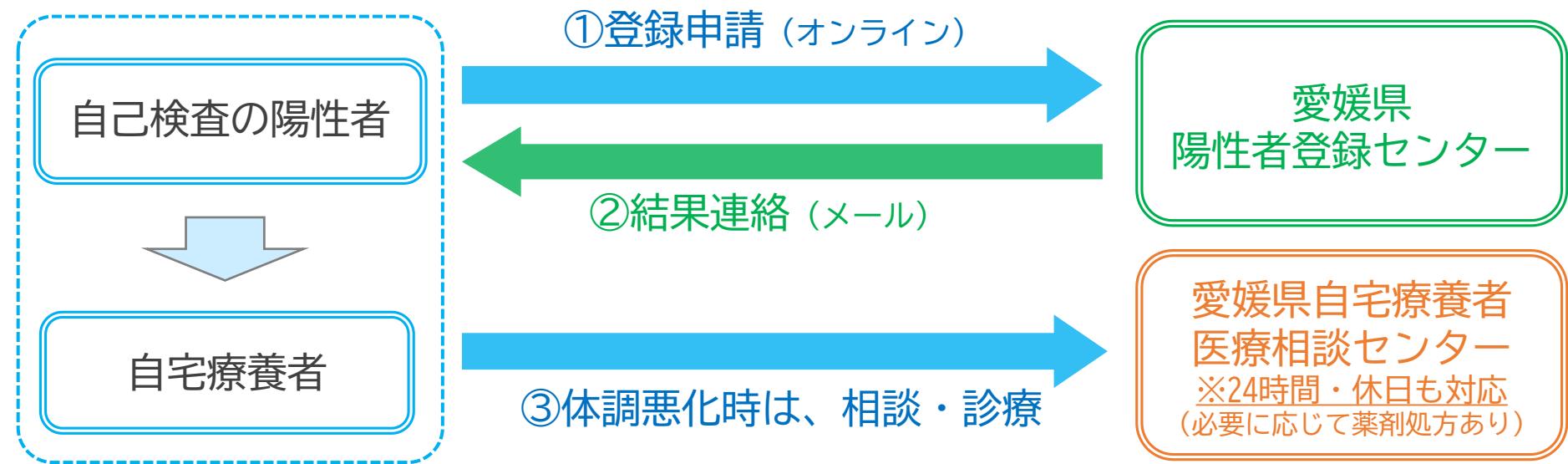


自宅療養

療養中に体調が悪化した場合は、
「愛媛県自宅療養者医療相談センター」
へ相談

「愛媛県陽性者登録センター」について

1 概要（利用の流れ）



2 対象者（県内在住者）

自己検査で陽性となった方で、次の全ての要件を満たす方

- 軽症又は無症状の方
- 65歳未満で、基礎疾患がないなど重症化リスクの低い方
- 妊娠していない方

※自己検査キットは、国の承認を受けた「体外診断用医薬品」又は「第1類医薬品」表示のあるものを使用

【参考】※4学会（日本感染症学会等）声明に基づき作成

限りある医療資源を有効活用するための医療機関受診及び救急利用に関する 4学会声明（2022年8月2日）

～新型コロナウイルスにかかったかも？と思った時にどうすればよいのか～

・症状が軽い

飲んだり食べたりできる
呼吸が苦しくない
乳幼児で顔色が良い

・65歳未満で基礎疾患や 妊娠がない

・症状が重い

水分が飲めない
ぐったりして動けない
呼吸が苦しい
呼吸が速い
乳幼児で顔色が悪い
乳幼児で機嫌が悪くあやしても
おさまらない

・37.5°C以上の発熱が 4日以上続く

・65歳以上

・65歳未満で基礎疾患あり

・妊娠中

・ワクチン未接種

・表情、外見

顔色が明らかに悪い
唇が紫色になっている
表情や外見等がいつもと違う
様子がおかしい
息が荒くなった

・息苦しさ等

急に息苦しくなった
日常生活で少し動いただけで
息苦しい
胸の痛みがある
横になれない
座らないと息ができない
肩で息をしている

・意識障害

意識がおかしい（意識がない）

◇休日・夜間は無理して医療機関
を受診せず、できるだけ平日・
日に受診

◇重症化リスクが低く、症状が軽い
方は、陽性者登録センターを利用

○医療機関へ相談、受診
(オンライン診療を含む)

○救急車をためらわない

「特別警戒期間」の対策①

項目	内容
期間名称	令和4年12月15日（木）～（令和5年1月27日改定） 「感染警戒期～特別警戒期間～」（医療ひっ迫警戒宣言）
県民の皆さんへの要請内容等	<p>【法要請】</p> <p>○感染回避行動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・暖房使用時も定期的な換気を習慣化。室内の乾燥にも注意 ・普段と異なる症状がある場合、外出、出勤、登校等を控えて ・体調に異変を感じた場合は自己検査の活用を ・換気の悪い混雑した場所など、感染リスクの高い場所への出入りは控えて ・一律の自粛は求めないが、県外往来には十分注意 ・季節性インフルエンザにも注意 <ul style="list-style-type: none"> ➢県HPに発生状況を掲載 ➢新型コロナの基本的感染対策はインフルエンザにも有効（ワクチン接種や場面に応じたマスク着用、こまめな手洗い・手指消毒、定期的な換気など） <p>○会食ルール</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会食は長時間避け、羽目を外さず感染対策を守って実施 ・参加者の体調確認の徹底。普段と異なる症状がある方は、出席しない・させない（事前に主催者等が必ず確認を） ・換気の徹底 ・高齢者等の重症化リスクの高い方は、ワクチン接種後の会食を推奨 ・認証店を推奨 ・参加者全員の連絡先を一元的に把握 ・飲酒を伴う会食は特に注意（座席の間隔の確保、大声を出さない、羽目を外さないなど） ・陽性となった方は、発症日から10日間（無症状の場合は、検査日から7日間）を経過するまでは会食に参加しない

「特別警戒期間」の対策②

項目	令和5年1月27日（金）～	令和5年2月15日（水）～
県民の皆さんへの要請内容等	<p>【法要請】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○高齢者への感染を防ぐ対策の徹底 <ul style="list-style-type: none"> ・ワクチンの種類を問わず、接種時期が来た方から早期にオミクロン株対応ワクチンを接種（協力依頼） ・重症化リスクの高い65歳以上の方、60歳から64歳までの心臓等に重い障がいがある方等はインフルエンザワクチンも早めに接種（協力依頼） ・高齢者等の重症化リスクの高い方や同居家族の方は、混雑した場所への出入りを控えるなど感染リスクの回避を徹底 ・普段顔を合わせない高齢の親族等と会う方は、事前に陰性を確認 ○<u>感染に不安のある無症状の方は無料検査を受検</u> <u>（令和5年1月31日で終了）</u> ○「5つの場面」の注意 <p>【協力依頼】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ワクチン接種 <ul style="list-style-type: none"> ・オミクロン株対応ワクチンの早期接種 <ul style="list-style-type: none"> ➢ワクチンの効果は時間の経過とともに低下。過去に陽性となった方も、抗体量は徐々に低下するため、接種の時期が来れば早く接種を ・小児(5～11歳)及び乳幼児(6ヶ月～4歳)への接種は日本小児科学会が推奨 ・インフルエンザワクチン接種も積極的に 	<p>【法要請】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○高齢者への感染を防ぐ対策の徹底 <ul style="list-style-type: none"> ・ワクチンの種類を問わず、接種時期が来た方から早期にオミクロン株対応ワクチンを接種（協力依頼） ・重症化リスクの高い65歳以上の方、60歳から64歳までの心臓等に重い障がいがある方等はインフルエンザワクチンも早めに接種（協力依頼） ・高齢者等の重症化リスクの高い方や同居家族の方は、混雑した場所への出入りを控えるなど感染リスクの回避を徹底 ・普段顔を合わせない高齢の親族等と会う方は、事前に陰性を確認 ○「5つの場面」の注意 <p>【協力依頼】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ワクチン接種 <ul style="list-style-type: none"> ・オミクロン株対応ワクチンの早期接種 <ul style="list-style-type: none"> ➢ワクチンの効果は時間の経過とともに低下。過去に陽性となった方も、抗体量は徐々に低下するため、接種の時期が来れば早く接種を ・小児(5～11歳)及び乳幼児(6ヶ月～4歳)への接種は日本小児科学会が推奨 ・インフルエンザワクチン接種も積極的に

「特別警戒期間」の対策③

項目	令和5年1月27日（金）～	令和5年2月15日（水）～
県民の皆さんへの要請内容等	<p>【協力依頼】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○医療機関の適正受診 <ul style="list-style-type: none"> ・<u>高齢者や小さな子どもなど早期に受診が必要な方の医療アクセスを確保するため</u> <ul style="list-style-type: none"> ➢抗原検査キット（国が承認したもの）や市販薬（解熱鎮痛薬等）、3日分程度の水・食料の事前準備を ➢症状が出たら自己検査し、陽性になったら、「陽性者登録センター」を活用 ➢自宅療養中に症状が悪化した場合は、24時間体制の「自宅療養者医療相談センター」に相談 ・<u>医療ひっ迫を防ぐため</u> <ul style="list-style-type: none"> ➢医療機関の受診や救急車の利用は、4学会（専門家）が示した目安を参考に ➢<u>症状が軽い場合は、できるだけ平日・日中に受診を</u> 	<p>【協力依頼】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○医療機関の適正受診 <ul style="list-style-type: none"> ➢抗原検査キット（国が承認したもの）や市販薬（解熱鎮痛薬等）、3日分程度の水・食料の事前準備を ➢症状が出たら自己検査し、陽性になったら、「陽性者登録センター」を活用 ➢自宅療養中に症状が悪化した場合は、24時間体制の「自宅療養者医療相談センター」に相談 ➢医療機関の受診や救急車の利用は、4学会（専門家）が示した目安を参考に
事業者の皆さんへの要請内容	<p>【法要請】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○オミクロン株の特性を踏まえた業種別ガイドラインの遵守 ○テレワークや時差出勤等の積極的な活用への切り替え ○多数の陽性者の発生を想定したBCP（業務継続計画）を策定・点検等し、業務継続を図ること ○従業員の休暇や職場復帰の際に「陽性証明」、「陰性証明」等の提出を求めない ○人が集まる場所での感染対策の徹底 <ul style="list-style-type: none"> ・大規模集客施設での徹底した感染対策の実行（入場整理・誘導等） ・地下食品売り場やフードコート等の感染対策 ○高齢者施設、学校・保育所等の感染対策の強化 ○飲食店での感染対策の徹底 <ul style="list-style-type: none"> ・不特定多数を集め、混雑が想定される催しの開催は控えて 例：周年・記念イベント、大規模パーティー等 	継続

「特別警戒期間」の対策④

項目	令和5年1月27日（金）～	令和5年2月15日（水）～
市町への要請内容	<p>【法要請】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○イベント対策 <ul style="list-style-type: none"> ・全国から集客があるような大規模なイベントは、参加者のワクチン接種、又は陰性確認など感染対策の徹底を前提 ・イベント後には、感染対策に係る評価と検証を実施 ・参加者は、主催者が求める注意事項を遵守 ○公共施設の貸出条件・管理 <ul style="list-style-type: none"> ・集客施設は、感染防止対策（入場制限等）を徹底 ・施設の貸館利用は、感染防止対策の徹底等を条件に利用を許可 ※感染状況を踏まえ、閉館等は個別に判断 ○ワクチン接種の加速化に向けた取り組み 	継続
イベント等開催制限	<p>【法要請】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○業種別ガイドラインの遵守 ○人数上限 <ul style="list-style-type: none"> ・感染防止安全計画（※）を策定する場合 >収容定員まで（100%） ・感染防止安全計画を策定しない場合 >5,000人又は収容定員50%以内のいずれか大きい方 ※参加人数が5,000人超かつ収容率50%超のイベントに適用 	継続
イベント関係	<ul style="list-style-type: none"> ○県主催イベントは感染防止対策を一層の徹底 ※イベントの規模や実施内容等に応じて、開催を判断 <p>【法要請】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○イベント対策 <ul style="list-style-type: none"> ・全国から集客があるような大規模なイベントは、参加者のワクチン接種、又は陰性確認など感染対策の徹底を前提 ・イベント後には、感染対策に係る評価と検証を実施 ・参加者は、主催者が求める注意事項を遵守 	継続

「特別警戒期間」の対策⑤

項目	令和5年1月27日（金）～	令和5年2月15日（水）～
福祉施設の面会制限	<ul style="list-style-type: none"> ○施設の特性等を踏まえ、施設長の判断のもとで実施 ○特に高齢者施設においては、面会者全員の陰性結果を確認するなど、引き続き感染対策を徹底 	継続
学校活動の制限等	<p>«教育活動全般»</p> <ul style="list-style-type: none"> ○身体接触を伴う活動等は、インフルエンザの同時流行に備え、感染対策をより一層徹底しながら、注意して実施 ○校外交流は、県内・県外ともに、訪問先の感染状況等を勘案の上、厳選して実施 <p>«部活動»</p> <ul style="list-style-type: none"> ○練習試合や合同練習は、県内・県外ともに、訪問先の感染状況等を勘案の上、厳選して実施 ○公式大会等については、主催者が定めるルールや制限を遵守した上で参加 ○部活動でOB等と交流する場合は、感染予防に十分留意 	<p>«教育活動全般»</p> <ul style="list-style-type: none"> ○身体接触を伴う活動等は、インフルエンザの同時流行に備え、感染対策をより一層徹底しながら、注意して実施 ○校外交流は、県内・県外ともに、訪問先の感染状況等を勘案の上、厳選して実施 <p>«部活動»</p> <ul style="list-style-type: none"> ○練習試合や合同練習は、県内・県外ともに、訪問先の感染状況等を勘案の上、厳選して実施 ○公式大会等については、主催者が定めるルールや制限を遵守した上で参加
学生への注意喚起	<p>«大学・専門学校等»</p> <ul style="list-style-type: none"> ○学生の感染リスクに注意 	継続
県管理施設	<ul style="list-style-type: none"> ○貸館利用は、感染防止対策の徹底等を条件に利用を許可 ○集客施設は、感染防止対策（入場制限等）を徹底 ※感染状況を踏まえ、閉館等は個別に判断 	継続
県民への情報発信	<ul style="list-style-type: none"> ○LINEの県公式アカウントに、新型コロナに関する「よくある質問」に回答する機能を追加しているほか、広報紙やSNSを活用し、県民への情報発信を強化 	継続

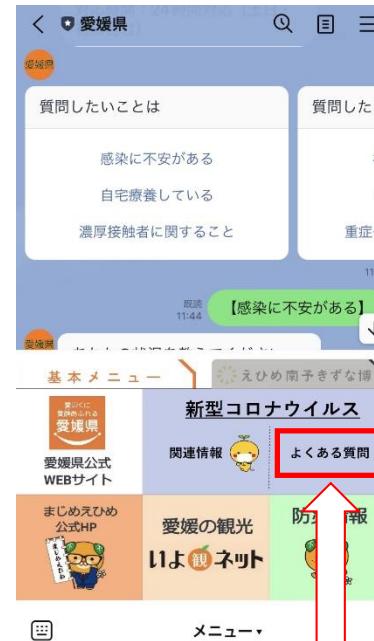
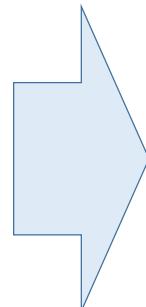
LINEを活用した新型コロナウイルスに関するFAQ

無料通信アプリLINEの県公式アカウントにおいて、
新型コロナに関する「よくある質問」とその回答を簡単に確認できるよう
基本メニューに追加しています。

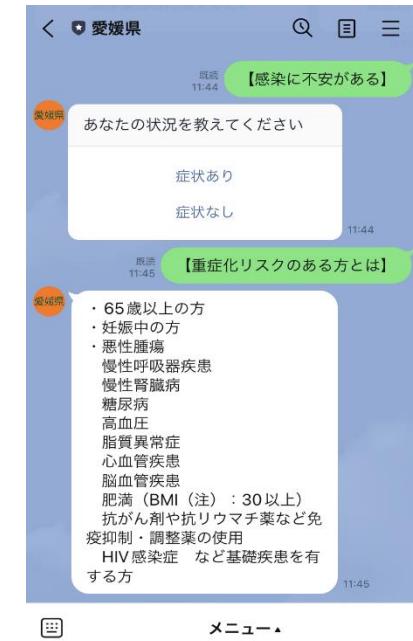
【アクセス方法】

- ①以下の2次元コードを読み取り、愛媛県公式LINEアカウントを友達登録
- ②下部の基本メニューから、新型コロナウイルス「よくある質問」をタップ

①2次元コード読み取り



②ここをタップ



○イベント等の開催制限 (県内が緊急事態措置区域やまん延防止等重点措置区域に含まれない場合)

次の人数上限及び条件を満たすこと。 (法要請)

	感染防止安全計画を策定しない場合	感染防止安全計画を策定する場合 (5,000人超かつ収容率50%超)
人数上限	5,000人又は収容定員の50% いずれか大きい方	収容定員まで
条件	<ul style="list-style-type: none">○主催者は、「感染防止策チェックリスト」を作成し、公表（原則HP掲載やSNS等客観的に確認可能な場所での公表）するとともに、イベント終了日から1年間保管する○問題が発生（クラスター発生、感染防止策の不徹底等）した場合は、「イベント結果報告書」を県に提出する	<ul style="list-style-type: none">○主催者は、「感染防止安全計画」を策定し、イベント開催2週間前までに県に提出する○イベント終了後、1ヶ月以内に「イベント結果報告書」を県に提出する。ただし、問題が発生（クラスター発生、感染防止策の不徹底等）した場合は、直ちに提出する